

玉村町農業委員会だより

●発行者／玉村町農業委員会会長 内田 昌明 ●事務局／群馬県佐波郡玉村町下新田201 電話0270-64-7710



農業委員会では、耕作放棄地の解消、農地保全、麦の作付け奨励、後継者育成を図るため、町内外に誇れる伝統ある景観として「^{ばくしゅうのさと}麦秋の郷」を発信していきます。



会長あいさつ

早春の候、関係者の皆様方には益々ご健勝、ご活躍のことと、心からお慶び申し上げます。また日頃より、農業委員会の活動にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今さら申すまでもなく、農業を取り巻く情勢は、高齢化、後継者不足、TPPなど、問題が山積し大変厳しい状況であります。

さらに国の農業施策も変革期を迎えており、地域の農業も大きく変わろうとしております。

農業委員会では、玉村町の農業発展のため、関係機関と連携し、農業振興と農地利用最適化、多面的機能の維持・促進を図り、農業者が夢と希望を持って営農が出来る、活力ある地域農業の実現に向け、様々な取り組みを行ってまいりますので、今後も皆様方のご協力とご指導を賜りますようお願いいたします。

Vol

68

2016 3/31

農業者と農業委員会との意見交換会を開催



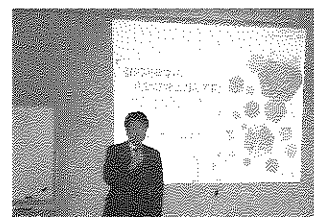
平成28年3月9日JA佐波伊勢崎たまむら支店2階会議室において、農業者と農業委員会の意見交換会を開催しました。群馬県農政部澁谷副部長による講演会と意見交換会の二部構成で行い、農業者と農業委員、関係職員61名が参加しました。

講演会では、群馬県農業の現状課題と対応方向というテーマで群馬県の目指す農業の基本施策、玉村町の成長する農業への道筋、担い手の育成、TPP対策等について、具体的な数字・例えを挙げ、分かりやすく講演していただきました。

引き続き行われた、意見交換会では、意見、要望、人・農地プランについての話があり、大変有意義な意見交換会となりました。

今回の意見交換会でお話のありました、意見・要望については、農業委員会として国・県・町の施策に反映されるよう進めていきます。

意見交換会の内容については、町HPで詳しく載せてあります。



農業委員会等に関する法律の改正のお知らせ

- ①農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進が重点業務となりました。
- ②農業委員の選出方法の変更となります。
- ③農地利用最適化推進委員が新設されます。

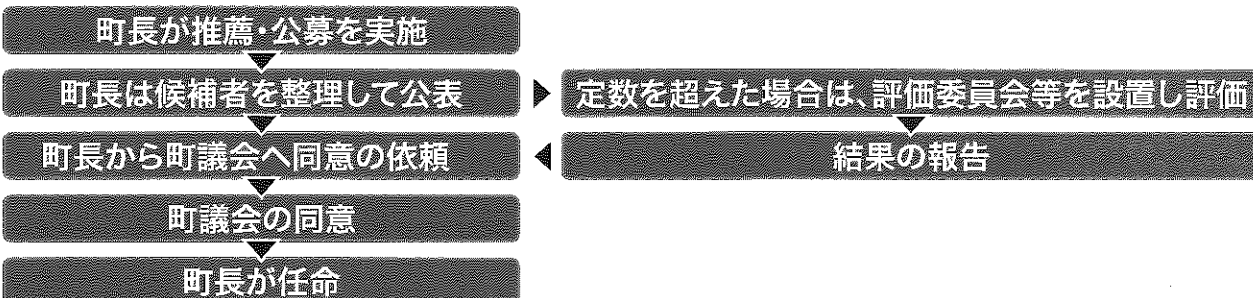
農業委員の選出方法改正について

農業委員の選出方法が公選制から町長が議会の同意を得て任命する任命制となります。

あらかじめ地域の農業者や農業者が組織する団体等に候補者の推薦を求めます。また、公募を行います。農業委員の過半は認定農業者(個人又は法人の役員)、農業者以外の者で中立な立場の者を1人以上入れること女性・青年も積極的に登用することとなっています。

玉村町では、現農業委員の任期が平成29年7月14日までであり、次期農業委員の選出より変更となります。(定数条例や選任規則については、今後制定改正を行います。)

流れ



農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数や推薦・公募の具体的な内容は、今後お知らせしていきます。

平成28年度玉村町農業施策に関する建議書を提出し回答を受けました。

建議項目

I 地域農業の振興について

1, 麦秋の郷(ばくしゅうのさと)の景観について

町らしい景観として「麦秋の郷」を発信し周知していくことを要望。

(回答)様々な機会を発信し、地域農業の発展を支援していきたい。

2, 地産地消の更なる推進について

食料自給率の向上や食育、地域の伝統的な食文化の継承、地域農業の振興を考え、地産地消の更なる推進を要望。

(回答)関係機関と連携し地産地消の推進と6次産業化を図っていきます。

3, 農業経営のセーフティネット創設について

農業外の環境変化による農業経営全般の悪化に対する保険・補助制度を設け、農業経営の安定をはかることを国・県に働きかけることを要望。

(回答)現行制度の活用・推進と新たな制度についても要望していきます。

4, 2018年産からの米政策の見直しに伴う支援について

稲作経営の安定を図ることを国・県に働きかけることを要望。

(回答)経営所得安定対策の拡充と転作等により収入の安定が図られるよう支援していきます。

5, 農業農村基盤整備事業の促進と予算確保について

農地の大規模化を促進し、老朽化した農業水利施設の保全整備など、農業農村基盤整備事業予算を十分に確保し、万全な対策を行うことを要望。

榎町用水の南玉より下流について、恒常的に流量が不足しているため、早急な改善を要望。

(回答)水利施設の保全整備については、国や県の事業を最大限活用し、万全な対策を講じていきます。また、榎町用水については、堰協議会での調整と改善策を研究していきます。

6, 飼料用米等の継続支援等について

継続性のある支援制度にすること、十分な予算措置を行うことを国・県に働きかけることを要望。

(回答)経営所得安定対策の拡充と転作等により収入の安定が図られるよう支援すると共に、国・県へ要望していきます。

7, 玉村町農業災害対策特別措置条例の見直しと拡充について

玉村町農業災害対策特別措置条例の見直しと拡充を要望。

(回答)現在の条例は、施設ではなく、作物についての災害対策となっているので、条例はそのまま運用し、施設面での災害については、国県の支援を受けながら最大限支援していきます。

II 担い手対策について

1, 認定農業者等の担い手の育成・掘り起こし支援について

集落営農の法人化や、認定農業者、農事組合法人の経営改善、後継者の育成など、様々な取り組みを引き続き支援していただくよう要望。

(回答)県指導センターやJAと連携し、経営発展を支援していきます。

2, 青年就農給付金について

新規就農者の確保・育成のため、安心して農業研修や農業経営が行えるよう青年就農給付金について支援を継続し、地域に定着できるよう指導の充実を図ることを要望。

(回答)県指導センターやJAと連携し、地域に定着し農業経営が発展するよう支援していきます。また、新規就農者の確保を図っていきます。

地産地消

小学生と一緒にたまむらカレーの食材を生産

農業委員会では平成18年度より毎年、「はつらつ玉村食育プラン」の一環である「たまむらカレー」の食材として、玉ねぎとじゃがいもを芝根小学校の児童と一緒に生産しています。

2年生の時に植付け。3年生になってから収穫します。農業委員に教えてもらいながら、楽しく植付け、収穫作業をしてもらいました。

7月15日の「たまむらカレーの日」には、農業委員も芝根小学校に招待され、みんなと一緒にカレーを味わいました。



たまむらカレーの給食



じゃがいも植付け 平成27年3月13日



玉ねぎ収穫 平成27年6月11日



たまむらカレーの日 平成27年7月15日

農地の権利移動や転用には許可申請や届出が必要です。

農業委員会では、限りある農地の有効利用と優良農地の確保のため、農地法、農業振興地域に関する法律に基づき、農地の権利移動や農地転用の審査を行っております。

農地を農地として売買、貸借、贈与する場合は許可が必要です。

農業公社を通して貸借する場合は、許可は必要ありません。

農地を相続した時は、届出が必要です。

農地を宅地、倉庫、駐車場、資材置場等、農地以外の用地にする場合、農地転用許可が必要です。

市街化区域は届出が必要となります。

農用地区域内の農地は、先に農振除外の手続きが必要です。

※内容により必要な書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局(64-7710)へご相談してください。

経営とくらしを応援!!

全国農業新聞

月4回金曜日発行 月額700円(送料・消費税込)

■お申し込みは農業委員会事務局(64-7710)まで

発行所 全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル



担い手積立年金

農業者年金の相談は、農業委員会事務局またはJA/佐波伊勢崎窓口まで

国民年金の上乗せ年金として、農業者だけが加入できる農業者年金制度があります。農業者にとってメリットがある年金です。

農業者年金で生涯所得の確保を!